

# 令和6年度主任介護支援専門員研修実施要領

## 1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

## 2 研修実施機関

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（鳥取県指定研修実施機関）

## 3 受講資格（対象者）

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できている現任の介護支援専門員であり、次の要件を満たす方とします。

### （1）共通要件

- ①鳥取県の介護支援専門員登録者
- ②介護支援専門員更新研修（専門研修課程Ⅰ及びⅡ）の修了者
- ③実践事例を提出することができる方。

※実践事例は、申込み時の審査用及び演習用として2回提出が必要です。申込み時は、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できているかを確認します。

### （2）個別要件（以下①～④のいずれかの要件を満たす方）

①専任の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上ある方。なお、管理者との兼務は期間として算定できるものとします。

※専任とは、当該事業所における介護支援専門員としての勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の勤務すべき時間数（週32時間を基本とする。）に達しており、主たる業務が介護支援専門員であること。

②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した方又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上ある方。なお、指定居宅介護支援事業所管理者との兼務は期間として算定できるものとします。

③介護保険法施行規則第140条の66第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる方として、現に地域包括支援センターに配置されている方。

※準ずる方とは、個別要件②に記載のケアマネジメントリーダー養成研修を修了した方で、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している方のこと。

④その他、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する方であり、都道府県が適当と認める方。

## 【実務経験について】

実務経験については令和6年7月18日（木）（研修開始日の前日）までの期間とします。

また、介護支援専門員として実務に従事していると認められる範囲は、下記の事業所または施設において、介護支援専門員として就労している場合です。これらの事業所や施設で就労したとしても、単に要介護認定のための調査業務を行っていた場合や、利用者やサービス提供者と連絡調整などを補助的に行っていったのみで、計画書の作成を行っていなかった場合は実務経験としては認められません。

ただし、指定居宅介護支援事業所での常勤の管理者との兼務については、実務経験として認められます。

- ・居宅介護支援事業所
- ・特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービスに係る地域密着型サービス事業所
- ・介護保険施設
- ・介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護及び、介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
- ・介護予防支援事業所
- ・地域包括支援センター

## 4 研修期間

詳細については、別紙「研修プログラム」を併せてご確認ください。

研修内容	科目	受講期間
講義（e ラーニング）	5科目	7月19日（金）～8月21日（水）
演習（オンライン）	4科目	8月～11月（9日間）

## 5 研修日程・内容等

「令和6年度 主任介護支援専門員研修プログラム」により実施します。

また、講義科目はオンライン研修受講システムによるe-ラーニング、講義・演習科目はZOOM機能を用いたオンライン研修を実施しますので、事前にオンライン研修の受講環境整備にご協力をお願ひいたします。詳しくは、別紙1「オンライン研修の受講について」をご参考ください。なお、日程等について変更になる場合がありますのでご了承ください。

## 6 定員

50名（定員に達した場合、お断りする場合があります。）

## 7 受講料

40,000円 ※受講料は、受講決定後に指定口座へお振込みいただきます。

振込先は、受講決定通知に記載します。

## 8 受講申込手続き（別紙2「主任介護支援専門員研修受講申込手続きの流れ」をご参照ください。）

- (1) 鳥取県社会福祉協議会ホームページ内「介護支援専門員研修（ケアマネ研修）」の「3主任介護支援専門員研修」ページより、受講申込フォームに必要事項を登録してください。  
※最後に「送信する」をクリックすると、入力されたメールアドレスに登録完了の自動返信メールが届きます。

(2) 併せて、以下の書類を揃え郵送、またはご持参ください。

※提出書類チェックシートをご活用ください。

**【提出期限】 令和6年6月3日（月）（当日消印有効）**

**《全員に提出していただくもの》**

- (1) 介護支援専門員証の写し ※A4サイズ用紙に、等倍でコピーしてください。
- (2) 介護支援専門員更新研修（または、介護支援専門員専門研修 課程Ⅰ,Ⅱ）の修了証明書の写し
- (3) 実践事例（1事例） ※別添「受講申込みに係る提出書類について」をご参照ください。
- (4) 研修記録シート1

**《個別要件により添付するもの》**

- (1) 介護支援専門員 実務経験証明書（個別要件①、②）〔様式2〕
- (2) ケアマネジメントリーダー養成研修の修了、または認定ケアマネジャーを証明する書類の写し（個別要件②、③）
- (3) 地域包括支援センター在籍証明書（個別要件③）〔様式3〕

**9 受講決定について**

受講申込内容及び実践事例等の書類を審査のうえ受講を決定し、申込フォームに入力された所属事業所住所へ、受講決定通知を送付予定いたします。

提出された実践事例においてケアマネジメントの実践内容を確認したうえで、受講資格を満たさないと判断された場合は、受講をお断りする場合があります。

令和6年7月2日（火）を過ぎても届かない場合は、必ずご連絡ください。

**10 研修の受講について**

**(1) 講義（e ラーニング）**

研修記録シートの提出及び研修の一部科目をオンライン研修受講システムを使用し、e ラーニングで行います。

「介護支援専門員研修（ケアマネ研修）」ページにe ラーニングについての概要、マニュアル等を掲載しておりますので、必ずご確認ください。

受講決定時、受講申込みをいただいたメールアドレス宛に、介護支援専門員オンライン研修 受講者サポートデスク（cmo-user@digital-knowledge.co.jp）より受講に必要な「IDとパスワード」が送信されます。 ID・パスワードは、オンライン研修システムを利用する際必要となりますので、忘れず保管いただきますようお願いします。

**(2) 演習（ZOOM・オンライン研修）**

演習は、ZOOMを利用し、オンラインで行います。「介護支援専門員研修（ケアマネ研修）」の受講者専用ページに研修のお知らせ及び資料等の掲載を行います。資料は各自で印刷し、研修当日までに御準備ください。オンライン研修の受講に必要な「ZOOMの招待URL、ミーティングID、パスコード等」もこちらの専用ページよりお知らせします。研修プログラムに

沿って各科目の案内等を御確認ください。

**受講者専用ページに入るには ID・パスワードが必要です。ID・パスワードは受講決定時にお知らせいたします。※上記 e ラーニングで使用するものとは別のものです**

## 11 事例提出について

研修科目「対人援助者監督指導」及び「個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開」では、事例を用いた演習をおこないます。申込み時に提出した事例とは別に提出が必要です。 詳細につきましては別途お知らせいたします。

## 12 修了認定について

各科目における到達目標を達成しているかについて、研修記録シート、修了レポート等により評価を行います。

全科目修了された方については、主任介護支援専門員研修修了証明書を交付します。

## 13 主任介護支援専門員の有効期間について

主任介護支援専門員として業務が行えるのは、主任介護支援専門員研修修了年月日から 5 年間です。また、主任介護支援専門員として業務を行い続けるためには、修了証明書の有効期間満了日までに、主任介護支援専門員更新研修を修了する必要があります。

主任介護支援専門員更新研修を修了することにより、介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされます。（主任介護支援専門員研修を修了しても、介護支援専門員証の有効期間は更新されません。）

## 14 特定一般教育訓練給付制度について

令和 6 年度から、鳥取県社会福祉協議会で実施する法定研修が「特定一般教育訓練」の講座指定を受けています。要件を満たす方は受講費用の一部が修了後に支給されます。

詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークにお尋ねください。

※講座の受講開始 1 ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要です。なお、手続きは、受講決定通知がお手元に届いてから行ってください。

※「教育訓練給付金（特定一般教育訓練）受給資格確認通知書」の写しを、受講決定通知に記載の期日までに鳥取県社会福祉協議会あてに郵送してください。

・主任介護支援専門員研修 指定番号：3122002-2410033-4

## 15 その他

- (1) 主任介護支援専門員研修の修了後は、介護保険法に定める介護支援専門員各研修の講師・ファシリテーター等の協力をお願いする場合があります。
- (2) 申込みに必要な様式等は「介護支援専門員研修(ケアマネ研修)」専用ページよりダウンロードしてください。
- (3) 令和 6 年度からのカリキュラム見直しにより、内容が変更になる場合がございます。

(4) 地震・台風、感染症拡大等、やむを得ない事情により研修を中止（または延期）させていただく場合がございます。研修の中止等の情報については、本会ホームページ「介護支援専門員研修(ケアマネ研修)」専用ページにてお知らせします。

## 16 問い合わせ・連絡先

### (1) 研修制度全般、登録・更新手続きに関すること

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 介護保険・施設担当  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
電話 (0857) 26-7175

### (2) 受講申込み、その他本研修に関すること

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部 研修担当  
〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内  
電話 (0857) 59-6336  
ホームページアドレス <https://www.tottori-wel.or.jp/>